

花巻保健所長告示第1号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年1月6日

花巻保健所長 小 泉 明

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310810361	医療法人亮和会 菊池俊彦内科クリニック	遠野市新穀町5番19号	平成20年12月1日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310810361	医療法人亮和会 菊池俊彦内科クリニック	遠野市新穀町5番19号	平成20年12月1日

3 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310810361	医療法人亮和会 菊池俊彦内科クリニック	遠野市新穀町5番19号	平成20年12月1日